

# 電子処方箋導入に向けた 準備作業の手引き (院内処方機能)

【医療機関の方々へ】

令和7年1月 1.0版  
厚生労働省 医薬局

# 改訂履歴

版数	改訂年月日	該当箇所	主な改訂内容
1.0	2025/1/22	全体	初版作成（プレ運用対応）

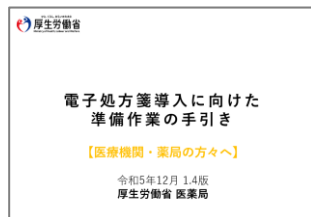
# 準備作業を始める前に

# 導入にあたって、必ずご確認をお願いします！

- 電子処方箋は、令和5年1月26日に運用が開始され、電子処方箋を導入する医療機関・薬局では、電子処方箋の発行・受付や、調剤結果の登録・参照、処方・調剤情報を元にした重複投薬等チェック等を行うことができ、また、患者が自らの処方・調剤情報を閲覧することができます。（これらの機能を「院外処方基本機能」と呼びます。）
- その後、電子処方箋の効果を更に拡大させるため、令和5年12月に以下の機能が追加されました。（「院外処方追加機能」と呼びます。）
  - ・リフィル処方箋への対応
  - ・口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧
  - ・マイナンバーカードを活用した電子署名等
- さらに、令和7年1月からは、これまで電子処方箋管理サービスでは院外処方箋の処方・調剤情報のみを取り扱っていたところ、院内処方の情報も取り扱うようになります。これにより、院外処方箋だけでなく、院内処方の情報も診察や調剤・服薬指導に活用できることが期待されます。
- 本書では、プレ運用（詳細はp.4参照）として院内処方機能を導入する場合の準備作業を説明しています。院外処方基本機能・院外処方追加機能を未導入で院外処方を実施する場合は、効率性の観点から、それらの機能に併せて院内処方機能を導入するようご検討いただき、該当する機能の準備作業手引きを参照しながら導入作業を進めてください。なお、院外処方基本機能・院外処方追加機能を導入済みの場合は、本書を参照しながら院内処方機能のみの導入作業を進めてください。

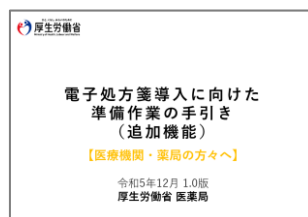
## 各機能に関する準備作業手引き

### ■ 院外処方基本機能



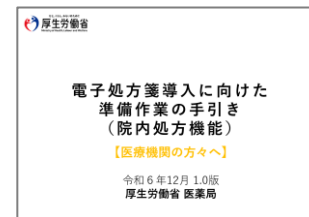
電子処方箋の導入・運用方法  
> 電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き

### ■ 院外処方追加機能



電子処方箋の導入・運用方法  
> 【令和5年12月版】電子処方箋追加機能の導入に向けた準備作業の手引き

### ■ 院内処方機能【本書】



電子処方箋の導入・運用方法  
> 電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き（院内処方機能）

▼アクセスは  
こちらからも可能です



# 電子処方箋 院内処方機能のプレ運用について

- 電子処方箋管理サービスへの院内処方情報登録機能が令和7年1月23日に開始されますが、運用開始当初（※）は、以下を目的とし、プレ運用を開始します。
  - ①運用・システム面での検証及び抽出された課題への対応
  - ②好事例の収集※電子カルテ情報共有サービスの本格運用開始までの期間などを想定しています。（詳細は今後医療機関等向け総合ポータルサイト等に掲載する予定）
- 本機能の運用開始当初は、プレ運用に参加する医療機関等が院内処方機能を導入可能です。実際に電子処方箋管理サービスへの院内処方等情報の登録が確認できた医療機関等には、厚生労働省・実施機関から運用状況の確認及びプレ運用へのご協力依頼のご連絡をさせていただきます。

	プレ運用	本格運用
期間	令和7年1月23日～	(開始時期については、今後医療機関等向け総合ポータルサイト等に掲載予定)
概要	プレ運用に参加いただく医療機関等に限定し、 ①運用・システム面での検証及び抽出された課題への対応、②好事例の収集を実施。 (院内処方機能を導入した後、厚生労働省・実施機関に対し運用状況や課題についてご報告いただくこと等を想定)	(プレ運用にて各種課題への対応を行った上で、)院内処方機能を必要とする医療機関等に対して導入いただくよう周知する。

# <参考> 電子処方箋管理サービスにおける院内処方情報の取り扱いについて

- 院内処方情報（入院中に処方された薬剤等）も電子処方箋管理サービスに登録されるようになることで、薬局にて退院時処方情報を閲覧することや退院後に患者が別の医療機関を受診した場合のフォローアップに活用できるようになることなどを通じて、診察や調剤・服薬指導の高度化が期待されます。
- 取り扱う院内処方情報としては、医療機関・薬局でご活用いただくことを目的とし、「薬物治療を目的とした薬剤（手術や検査等に使用する薬剤を除く）」としています。（手術や検査等で使用する薬剤などは対象外ですが、電子処方箋管理サービスに登録することは可能です。）
- 院内処方に関する業務は、大きく以下の3つに分かれており、これらの業務に関する情報（「院内処方等情報」といいます。）を電子処方箋管理サービスに登録することができます。

## a. 入院患者に対する薬剤の処方・調剤・投薬

医師・歯科医師が処方し、病院薬剤師が当該処方内容に基づき調剤を行い、看護師等が投薬する業務。

## b. 退院する患者に対する薬剤の処方・調剤・投薬

医師・歯科医師が処方し、病院薬剤師が当該処方内容に基づき調剤を行う業務。

※ 退院時は処方箋だけをもらい、退院後に薬局に行って薬剤を受け取る場合は院外処方箋の仕組みで処方箋を発行する。

## c. 外来患者に対する薬剤の院内処方・調剤・投薬

医師・歯科医師が処方し、病院薬剤師が調剤を行う業務。看護師が投薬する場合等もある。

（注）医師・歯科医師自らが調剤を行う場合もある。

- なお、上記a～cの業務の特徴に応じて、院内処方に関する情報が発生するタイミング、取り扱うシステムが異なることが想定されますが、より正確な処方・調剤情報を電子処方箋管理サービスで管理できるよう、「患者への投薬実績に近い情報を登録いただくことを基本方針」としています。

院内処方の業務の流れ→



なるべく投薬実績に近い情報を登録！

※ 電子カルテシステムと投薬情報を連携することで当該情報を管理できます。ただし、院内処方機能導入のため新規に連携を行う必要はありません。

# 準備作業のステップについて (電子処方箋の院内処方機能)

# 院内処方機能の導入に向けた準備作業のステップ

電子処方箋の院内処方機能の導入に向けた準備作業は以下の4ステップ（1. 準備開始 ⇒ 2. システム事業者が発注 ⇒ 3. 導入・運用準備 ⇒ 4. 補助金の申請）になります。

施設規模やシステム事業者のスケジュール等によって所要期間が変わるため、お早めに準備を開始してください。



「運用開始」の約1-2か月前まで

「運用開始」の約1か月前まで  
※契約手続きの進め方によるため  
事業者にご確認ください

導入

運用準備

## 1. 見積依頼 ▶P.9

▶システム事業者へ依頼

**見積依頼の際の検討事項**  
① どのシステムから電子処方箋管理サービスに院内処方等情報を登録するか  
② ①のシステムに対し、どのような機能を実装するか

## 1. 発注 ▶P.19

▶システム事業者へ発注

## 2. 電子処方箋利用申請 ▶P.19

▶ポータルサイトで登録

※既に利用申請を行っている場合は対応不要です。

※利用申請後、約1週間後から現在ご使用いただいているシステム（電子カルテシステム、レセコン等）から電子処方箋管理サービスが稼働するシステムに接続できるようになります。

## 1. 電子処方箋対応版ソフトの提供 ▶P.21

▶システム事業者で対応

## 2. パソコンの設定・業務上の操作確認※1,2 ▶P.22

▶各医療機関・薬局で対応

## 3. 運用開始日の入力 ▶P.24

▶ポータルサイトで登録

※院外処方基本機能・院外処方追加機能と併せて導入する場合のみご対応をお願いします

## 1. 患者動線を含む業務フロー/変更点の確認 ▶P.25

▶各医療機関・薬局で対応

## 2. 患者向け提示物の準備 ▶P.26

▶各医療機関・薬局で対応

※提示物は、厚生労働省ホームページで順次公開予定です。

## 1. 必要書類の受領/準備（領収書等） ▶P.28

## 2. 補助金申請 ▶P.28

※補助金については、詳細が決まり次第、本書を更新する予定です。

医療機関・薬局の皆さまだけで対応が難しいと判断した場合はシステム事業者にご依頼ください。まず、システム事業者とご調整いただき、医療機関・薬局の皆さままで対応可能と判断した場合、手順書等に従い作業を実施してください。

※1 施設毎に作業内容が異なりますが、用法マスタの確認等の作業があります。詳細はP.22をご確認ください。  
※2 パソコンとは、オンライン資格確認等の機器（資格確認端末等）、ご利用のシステム（電子カルテシステム、レセプトコンピュータ等）が該当します。

上記は、一般的な診療所を想定した準備作業のステップとなります。病院については、施設規模等によって準備作業のステップが異なる場合がありますので、システム事業者へご確認ください。



# 1. 準備開始



「運用開始」の約1-2か月前まで

## 1 見積依頼

### ▶システム事業者へ依頼

- 運用開始の1-2か月前を目安に、システム事業者にご連絡し、見積をご依頼ください。その際に、院内処方機能を利用開始したい時期も併せてお伝えください。
  - ・ システム事業者のスケジュール等によっては、対応に時間を要するため、**お早めにシステム事業者にご連絡ください。**
  - ・ 医療機関内で①どのシステムから電子処方箋管理サービスに院内処方等情報を登録するか、②①のシステムに対し、どのような機能を実装するかを検討した上で、見積をご依頼ください。ご不明点がある場合は適宜システム事業者にご相談ください。

### ①どのシステムから電子処方箋管理サービスに院内処方等情報を登録するか

(複数システムで院内処方等情報を管理する場合のみ。電子カルテシステム等の1つのシステムで管理する場合は検討不要です。)

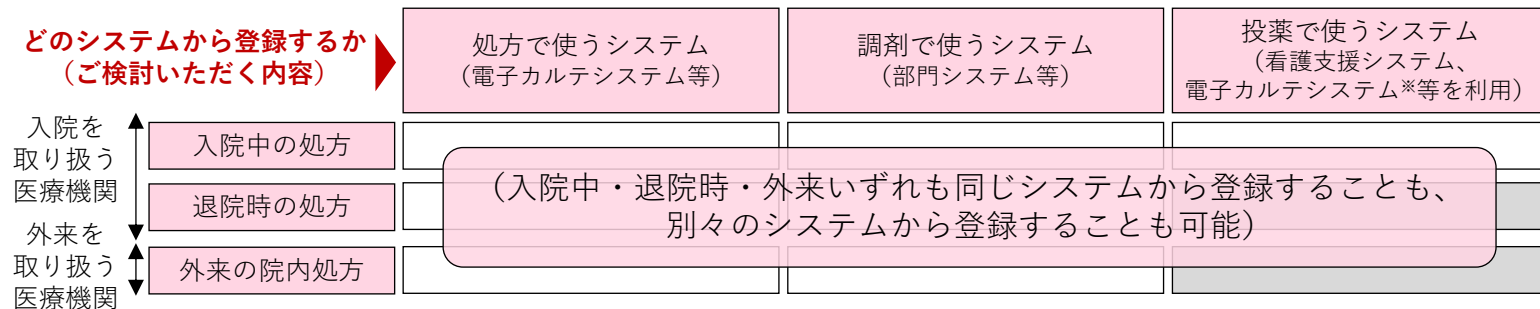
院内処方を行う業務(入院中・退院時・外来)毎に、以下を考慮の上、対象のシステムを判断してください。

【対象システムの選定条件・推奨事項】

- ・ **【必須】** 「**薬物治療を目的とした薬剤**(詳細はP.14-15参照)」を**管理するシステム**であること。  
また、患者の被保険者番号等、電子処方箋管理サービスに登録すべき他の情報も管理されていること。
- ・ **【推奨①】** 既にオンライン資格確認等システムや電子処方箋管理サービス等に接続されているシステムが望ましい。  
(**接続するためのネットワークの設定等の作業を省け、導入費用を抑えられるため。**)
- ・ **【推奨②】** 患者への投薬実績に近い情報を管理するシステムが望ましい。(下図参照)

院内処方等情報を扱う業務毎にどのシステムから情報を登録するか判断してください!

### どのシステムから登録するか (ご検討いただく内容)



\* 電子カルテシステムと投薬情報を連携することで当該情報を管理できます。ただし、院内処方機能導入のため新規に連携を行う必要はありません。

# 1. <参考>改修対象のシステム選定イメージ

準備開始

システム  
事業者  
に  
発注

導入・  
運用  
準備

補助金  
の  
申請

例  
①



電子カルテシステムや部門システム、  
看護支援等システム等で  
いずれも院内処方等情報を管理していて、  
かつ、オン資システムへの接続も  
そこまで大変ではないし、導入費用も問題ない

投薬実績に近い情報を登録するという方針に沿って、**投薬実績を管理するシステム（電子カルテシステムや看護支援等システム等）から登録してください。**

（投薬実績を管理するシステムからの登録が難しい場合は調剤時点の情報を扱う部門システム、それも難しい場合は処方時点の情報を扱う電子カルテシステムからお願いします。）

また、全ての時点（処方・調剤・投薬）を登録する必要はなく、いずれかの時点の情報を記録するようにしてください。

例  
②



投薬実績を管理するシステムは  
あるけど、オンライン資格確認等  
システムに接続されておらず、  
新しく設定が必要そう

投薬実績の登録が難しい場合は処方・調剤時点の情報を登録いただければ問題ないため、**導入費用の観点から、既に接続済みのシステム（電子カルテ等）から登録することを推奨いたします。**

（投薬実績を管理するシステムが既にオンライン資格確認等システム等に接続されている場合は、投薬実績を管理する当該システムからの登録をお願いします。）

例  
③



電子カルテシステムでしか  
院内処方等情報を管理していないけど、  
どのシステムから登録すればいいんだろう

入院・退院・外来いずれも、**電子カルテシステムから登録してください。**

処方時点の薬剤情報を登録することになりますが、問題ありません。

「運用開始」の約1-2か月前まで

## 1 見積依頼

▶システム事業者へ依頼

- つづき

### ② ①のシステムに対し、どのような機能を実装するか

#### 1) 実装する機能

院内処方等情報の登録や変更・削除の基本的な機能は必須ですが、以下の機能については要否を検討してください。

##### ・重複投薬等チェック機能

外来の院内処方を行う場合には必須の機能です。他方、入院中・退院時の院内処方を行う場合には必須ではありません。（患者が現在服用中の薬剤を把握していると想定されるため。）

このため、改めて電子処方箋管理サービスで他院の処方・調剤情報と重複投薬等チェックを行うかご判断ください。

##### ・院内処方等ID検索機能

医療機関のシステム環境や運用フローによっては必須ではありません。院内処方等情報を登録した後、電子処方箋管理サービスで一意的IDが採番されます。変更・削除等の際は、当該IDを基に行います。万が一、システムトラブル等によって医療機関のシステムが当該IDを受信できなかった場合に、当該IDを再取得する機能です。

院外処方箋と違い、IDを基に処方箋の調剤状況や調剤結果を閲覧する機会がないこと、システムトラブルの発生頻度等を踏まえ、要否をご検討ください。

##### ・処方・調剤情報閲覧（院内処方等情報の対応）

院外処方箋の情報など、処方・調剤情報の表示は必須ですが、院内処方に特有の情報を表示する改修は必須ではありません。院内処方の情報の多くは、（画面表示の場合、）院外処方箋の情報と同じ項目に表示されるため、院外処方基本機能・院外処方追加機能を導入済みであれば、改修せずに閲覧できると想定されます（詳細はシステム事業者にご確認ください）。改修を行うことで、院外処方箋の情報と院内処方の情報を分けて表示したり、院内処方に特有の情報（特に注射薬に関するコメント等）が表示できるようになります。

「運用開始」の約1-2か月前まで

## 1 見積依頼

▶システム事業者へ依頼

- つづき

### ② ①のシステムに対し、どのような機能を実装するか

#### 2) 電子署名の実施有無

院内処方等情報を登録するに当たって、電子署名は任意です。なお、電子署名を付与して差し支えありませんが、電子処方箋管理サービスにおいて署名検証は行いません。導入費用の観点も踏まえ、要否をご判断ください。

#### ※レセプトコンピュータの改修が必要になるケースについて（必要な場合は、追加でご対応ください）

入院患者については、マイナ在宅受付Webの仕組みを用いて、モバイル端末等で過去の薬剤情報提供への同意を取得することができます。（入院中に同意を取得する必要がある場合、都度、顔認証付きカードリーダーで同意する必要はありません。）

本運用を行う場合は、レセプトコンピュータの改修も発生しますので、「オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」も参考に、併せて見積を取得するように留意してください。

「運用開始」の約1-2か月前まで

## 1 見積依頼

### ▶システム事業者へ依頼

- システム事業者から提示される見積金額及びその内訳について、以下も参考に妥当性をご確認ください。特に費用感が想定と乖離している場合、必ず内訳を確認するようにしてください。

分類	確認観点 (例)
お使いいただくシステムのソフトウェア更新	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 自院の運用上、必要最低限の機能を実装しているか 例) 入院中は重複投薬等チェックを行わないにもかかわらず、実装されていないか</li><li>✓ 院内処方等情報の登録に必要なないシステムの改修費用は発生していないか</li></ul>
ハードウェア	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ PC端末等の購入費用は発生していないか (院内処方機能に関してPC端末等の購入は不要のため。既存のサーバー等のスペックでは不足する場合のみ、購入を検討してください。)</li><li>✓ 不要なICカードリーダーの購入費用が発生していないか (院内処方等情報の登録において、電子署名は必須ではないため。)</li></ul>
ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ (既にオンライン資格確認等システムや電子処方箋管理サービスに接続しているシステムから接続する場合、)ネットワーク費用 (ルーターやファイアウォール設定等) が追加で発生していないか</li></ul>

※ 院外処方基本機能・院外処方追加機能を導入していない場合は、併せて導入したい旨をお伝えください。

# 1. <参考> 「薬物治療を目的として使用する薬剤」の考え方

準備開始

システム  
事業者に  
発注

導入・  
運用準備

補助金の  
申請

院内処方機能に関して、「薬物治療を目的として使用する薬剤」として電子処方箋管理サービスに登録いただきたい情報は下表の**赤字部分**です。

ただし、「薬物治療を目的として使用する薬剤」を一概に定義することは難しく、赤字の情報以外にも電子処方箋管理サービスに登録できるようにしています。そのため、**判断に迷う医薬品に関しては登録いただいて構いません。**

※「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアル（平成30年改訂版）」（平成30年12月28日厚生労働省医政局総務課医療安全推進室・医薬・生活衛生局総務課事務連絡別添）上の分類

## 1. 外来患者への医薬品使用

- 院外処方箋の交付
- **院内処方による薬剤の交付**
- 処置時の薬剤の使用（眼科を受診した際に医師がその場で点眼薬を患者に投薬する場合、外傷で受診した際にその場で軟膏を患者に投薬する場合や鎮痛薬を注射する場合など）
- 検査時における医薬品の使用
- ショック時における救急医薬品の使用（アナフィラキシー時のアドレナリンの投与など）
- 院内製剤の使用

## 2. 入院患者への医薬品使用

- 入院時の持参薬の使用
- **院内処方による薬剤の使用**
- 栄養補給のための経口・経腸栄養剤・栄養輸液の使用
- 処置時の消毒薬や軟膏の使用
- ショック時・緊急時における救急医薬品の使用（錯乱時のリスペリドン内服薬の使用など）
- **規制医薬品（麻薬、覚せい剤原料、向精神薬、毒薬、劇薬）の使用**
- **特定生物由来製剤**、輸血用血液製剤の使用
- 院内製剤の使用

## 3. 手術・麻酔部門

- 術中や術後合併症（肺血栓塞栓症、深部静脈血栓症）等の予防薬の使用（例えば、肺塞栓発症抑制薬、抗菌薬、鎮痛薬、制吐剤などの手術前投薬などが想定される。）
- 筋弛緩剤の使用とその拮抗薬の使用
- 昇圧薬の使用（手術中の血圧低下時に使用）
- 輸血用血液製剤の使用
- 全身麻酔、局所麻酔等のための麻酔薬の使用

## 4. 救急部門・集中治療室

- **院内処方による薬剤の交付（発熱時に服用するための解熱鎮痛薬を患者に渡す場合など）**
- 急性中毒に対する解毒薬の使用
- 中心静脈栄養剤の使用
- 昇圧薬の使用（アナフィラキシー時に使用）
- 輸血用血液製剤の使用
- 全身麻酔、局所麻酔等のための麻酔薬の使用

# 1. <参考> 「薬物治療を目的として使用する薬剤」の考え方

準備開始

システム  
事業者  
に  
発注

導入・  
運用準備

補助金の  
申請

つづき

## 5. 臨床検査部門・画像診断部門

- 検査時の注射・内服造影剤の使用
- **放射性医薬品の使用**※
- 造影検査補助のための鎮痙剤、局所麻酔剤、 $\beta$ 遮断薬、発泡剤の使用
- 胃管内視鏡検査の前処置薬の使用（アトロピン製剤、鎮痙剤、グルカゴン製剤）
- 大腸内視鏡検査のための前処置薬の使用（経口腸管洗浄剤）
- 鎮静剤の使用

※検査のために用いる放射性医薬品は登録対象外

## 6. 外来化学療法部門

- 院内処方による薬剤の交付（院内処方のみとされているサリドマイドなどを処方する場合など）
- 注射抗がん剤の使用（レジメンによる外来化学療法など）

## 7. 歯科領域

- 院内処方による薬剤の交付（疼痛時に服用するための鎮痛薬を患者に渡す場合など）
- 局所麻酔薬の使用（抜歯時の場合など）
- 消毒薬の使用
- 歯垢染色剤、う蝕検知液、フッ化物洗口剤の使用



# 1. <参考>よくあるご質問

準備開始

システム  
事業者  
に  
発注

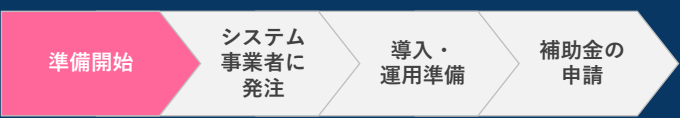
導入・  
運用準備

補助金の  
申請

院内処方機能に関する、よくあるご質問をまとめています。

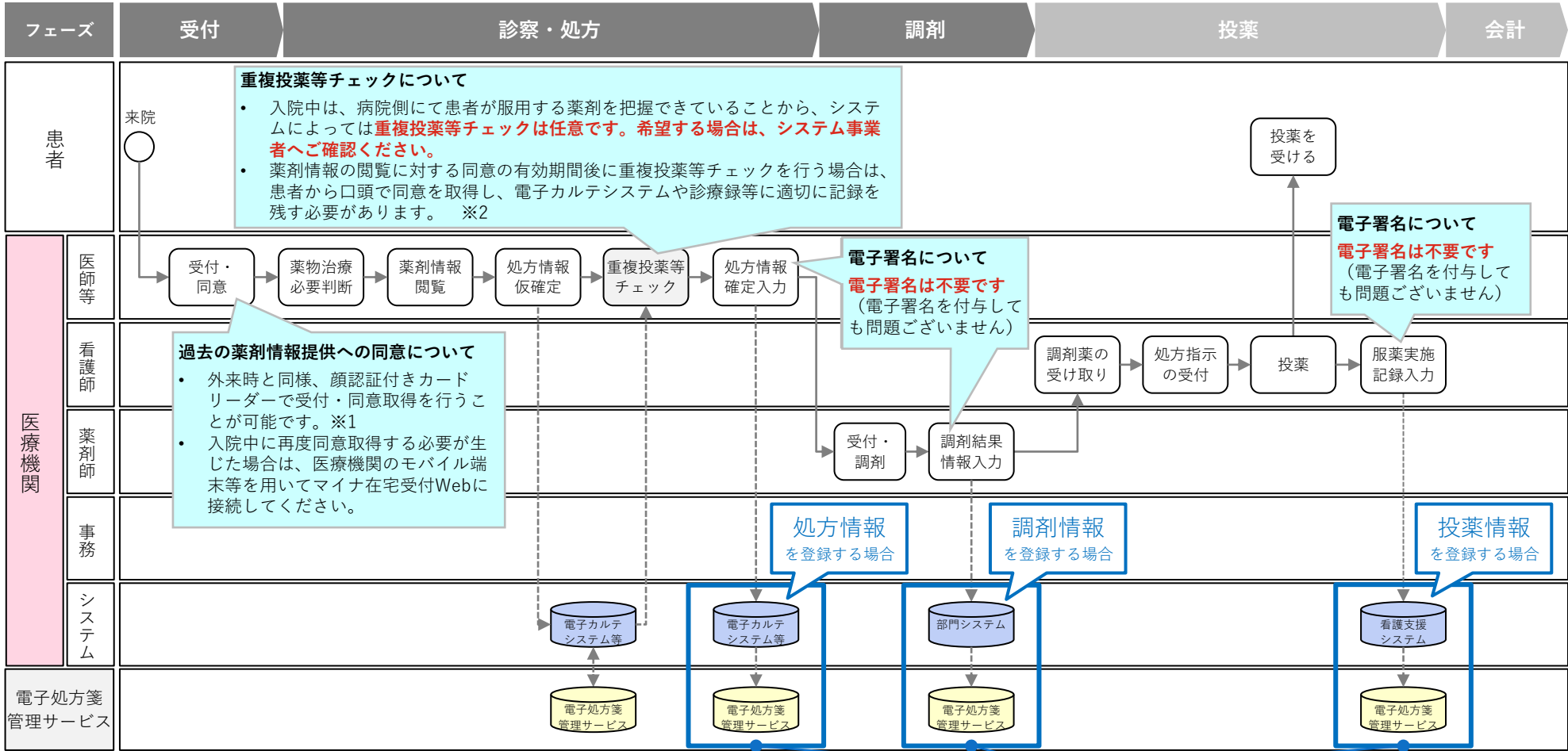
分類	#	質問内容	回答内容
「薬物治療を目的として使用する薬剤」の考え方	1	外来患者の透析の場合、「薬物治療を目的」に該当するのでしょうか。	透析で用いられる輸液や吸着剤は「手術や検査等に使用する薬剤」として、薬物治療目的の対象外として整理しています。 (ただし、当該情報だけを登録しないよう制御することが難しい場合は、電子処方箋管理サービスに登録可能とします。)
	2	輸血時に利用した血液製剤は、「薬物治療を目的として使用する薬剤」に含まれますか。	輸血用の血液製剤については、「薬物治療を目的として使用する薬剤」には該当しない整理としているため、登録は不要です。 (ただし、当該情報だけを登録しないよう制御することが難しい場合は、電子処方箋管理サービスに登録可能とします。また、輸血用でない血漿分画製剤(アルブミン、凝固因子製剤等)などについては登録をお願い致します。)
	3	抗がん剤の支持療法薬は、「薬物治療を目的として使用する薬剤」に含まれますか。	抗がん剤の支持療法薬(制吐剤)は「薬物治療を目的として使用する薬剤」と考えられますので、登録をお願いします。
	4	歯科診療所においては、具体的にこういった薬剤を取り扱う場合が対象となりますか。 ※歯科処置診療時に使用する薬剤は対象外と推測されます。	抜歯後の痛み止めとして処方するロキソニンや口内炎治療のために処方するステロイドの口腔内用の塗り薬等が対象となります。
データ登録時点の考え方	5	外来患者において、院内で実施した点滴や注射等を電子処方箋管理サービスに登録する場合は、外来患者であっても「投薬時点」として情報を登録よいでしょうか(処方/調剤いずれも実体にそぐわないため)。	外来患者において、院内で実施した点滴や注射等を電子処方箋管理サービスに登録する場合、「投薬時点」として情報を登録いただいで差し支えありません。
分量、単位	6	塗り薬のような外用薬(g)の場合、投薬時の服用量はどのように記録されますか。	塗り薬のような外用薬(g)など厳密な投与量の管理・記録が難しい場合は、「分量:1」「単位名:回分」などと記録することをご検討ください。

# 1. <参考> 電子処方箋導入後の業務イメージ



- 入院中の院内処方等情報を登録する業務を対象に、業務イメージを掲載します。

## 電子処方箋導入後の業務フロー（例：入院中の院内処方等情報を登録する病院の場合）



いずれか1つを登録

※1 入院の場合はマイナ在宅受付Web、外来の場合は顔認証付きカードリーダーといったように、受付方法を分ける運用も可能です。  
 ※2 同意の有効期間を超えている場合、重複投薬や併用禁忌と判断された過去の薬剤情報がないチェック結果が一度返却されますが、同一入院期間中に限って、撤回が無い限り、患者から口頭で改めて同意を取得することなく、同意を得た旨を含める形で再度重複投薬等チェックを行うことで、過去のどの薬剤と重複投薬・併用禁忌にあたるかを閲覧できます。

## 2. システム事業者が発注



## 2. システム事業者に発注

準備開始

システム  
事業者に  
発注

導入・  
運用準備

補助金の  
申請

「運用開始」の約1か月前まで

※契約手続きの進め方によるため  
事業者にご確認ください

### 1 発注

▶システム事業者に依頼

- システム事業者から提示された見積をご確認の上、発注をお願いします。※
  - ・ システム事業者においては、他施設の対応等により、発注から実際に作業に取り掛かるまで時間を要する可能性があります。希望する時期から運用を開始できるよう、発注する内容が確定次第お早めに発注をお願いします。
  - ・ 院外処方基本機能・院外処方追加機能については、機能毎に補助金を申請する必要があります。そのため、それらの機能と併せて院内処方機能を導入する場合は、**領収書を機能毎に分けてもらうようシステム事業者に依頼するようお願いします。**（領収書を分けられない場合は、領収書内訳書を頂くようにしてください。）

### 2 電子処方箋利用申請

既に利用申請済の場合は不要です

▶各医療機関で対応

- システム事業者への発注が完了した後は、医療機関等向け総合ポータルサイトで電子処方箋の利用申請をしてください。（所要時間1分程度）
  - ・ 利用申請を行うことで、電子処方箋管理サービスの利用規約に同意することとなります。**院外処方基本機能・院外処方追加機能を導入している場合、既に利用申請を実施し、同意いただいていることから、院内処方対応に際して改めて申請いただく必要はありません。**
  - ・ **院内処方機能と併せて院外処方基本機能・院外処方追加機能を導入する予定で、利用申請を実施していない場合は、別紙「基本機能導入に向けた準備作業の手引き」に沿って利用申請をお願いします。**

#### 電子処方箋利用申請フォーム

[電子処方箋の利用申請](#) > 電子処方箋の利用申請画面へ進む



アクセスはこちらからも可能です ▶

※ 電子処方箋の院外処方基本機能・院外処方追加機能を導入していない場合は、併せて導入したい旨をお伝えください。

## 3. 導入・運用準備



## 1 電子処方箋対応版ソフトの提供

### ▶システム事業者にて対応

- **電子処方箋の院内処方機能版ソフトウェア自体は、システム事業者から提供されます。**  
ソフトウェアのアップデート作業は、システム事業者によって対応が異なりますので、システム事業者とよく相談の上、実施方針を決定してください。

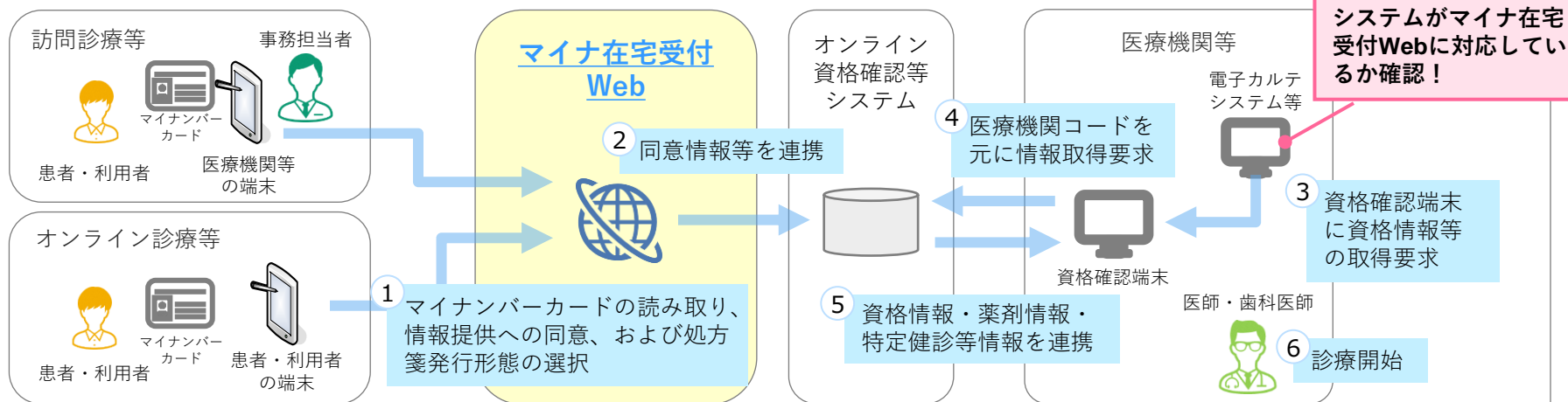
基本的には、通常のソフトウェアの更新と同じ方法でご対応いただけます。

(例)

- ・ システム事業者がリモートで更新する方法
- ・ 医療機関・薬局の皆さまが手動で更新する方法
- ・ システム事業者がCD媒体を持ち込む方法 等

※入院患者が過去の薬剤情報提供に同意する方法として、モバイル端末等を用いてマイナ在宅受付Webに接続してもらう運用とする場合、お使いいただくシステムのソフトウェアが当該機能にも対応している必要がありますので、併せてシステム事業者にご対応いただくようお願いします。

❓ マイナ在宅受付Webは、保険医療機関等の職員が持参するモバイル端末等（スマートフォン、タブレット、市販の汎用カードリーダーに接続したノートPC等）または患者のモバイル端末等からアクセスし、患者等のマイナンバーカードを読み取ることで本人確認を行うWebサービスです。



## 2 パソコンの設定・業務上の操作確認

▶各医療機関で対応

パソコンの設定

業務上の操作確認

(※システム事業者と相談した上で、医療機関の皆さまにてパソコンの設定・業務上の操作確認を実施する場合)

- 医療機関の皆さまにて、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載される、またはシステム事業者から配布される手順書等に従い、パソコンの設定作業を行ってください。※1
- システム事業者と設定作業等を確認した上で、医療機関の皆さままで対応可能と判断した場合、手順書等に従い作業を実施してください。
- 一方で、普段からシステム事業者にパソコンの設定作業を対応してもらっている等の理由により、医療機関の皆さまだけで対応が難しいと判断した場合はシステム事業者にご依頼ください。
- システム事業者から配布される手順書等に従い、院内処方における電子処方箋の各機能を実際に操作し、業務上問題がないか確認してください。

オンライン資格  
確認等の機器

□ 資格確認端末上の各種アプリケーションの更新※2

ご利用の  
システム  
(電子カルテ  
システム等)

- (院内処方等情報を電子処方箋管理サービスに登録する際に電子署名を行う場合)  
利用する電子署名方式(ローカル署名又はリモート署名)に沿った準備
- 医薬品マスタ、用法マスタの更新(必要に応じて実施※3)

※1 システム事業者と調整の上、ネットワークの設定等、追加の設定作業が必要である場合は、併せて実施してください。また、各設定作業の順序についてはシステム事業者にご確認ください。

※2 オンライン資格確認の導入に当たり、配信アプリケーションにより自動で更新する設定にしている場合は、特段作業は不要です。

※3 電子処方箋管理サービスに登録する院内処方等情報の医薬品コード及び用法コードを対象に、電子処方箋管理サービスで管理するコードと各医療機関・薬局で現在使用する同マスタの情報を紐づける作業が必要です。

# 3-1. <参考>パソコンの設定に当たり参照する手順書等

準備開始

システム  
事業者に  
発注

導入・  
運用準備

補助金の  
申請

(※システム事業者と相談した上で、医療機関の皆さまにてパソコンの設定・業務上の操作確認を実施する場合)

- オンライン資格確認等の機器に関する設定については、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載する手順書等を参考に、医療機関の皆さままで対応いただくことも可能ですので、システム事業者にご相談ください。
- 現在ご使用いただいている電子カルテシステム等のパソコンの設定についても、システム事業者にて手順書や説明動画等を用意していないかを確認し、システム事業者にもご相談のうえで、皆さままで対応できないかご検討ください。

## オンライン資格確認等の機器に関する設定

以下のように支払基金が手順書をシステム事業者向けに公開していますので、システム事業者より受領の上、ご確認ください。手順書は医療機関等向け総合ポータルサイトでも公開しております。[「手順書・マニュアル」の一覧](#)

### ● 資格確認端末の設定手順書



### ● 資格確認端末の操作手順書



医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載する手順書等を確認し、不明点等がある場合はお問い合わせいただくことも可能です。

■ お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター

MAIL : [contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp](mailto:contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp)

☎ 0800-080-4583 (通話無料)

平日 8:00~18:00、土曜日 8:00~16:00

※ お電話でのお問い合わせは混み合うことがございます。メールでのお問い合わせを推奨します。

## ご利用のシステム（電子カルテシステム等）

手順書、操作マニュアルや説明動画等が用意できないか、困ったとき等には、問い合わせることができるか等、システム事業者にご相談ください。



併せて院外処方基本機能・院外処方追加機能を導入する場合のみ

## 3 運用開始日の入力

▶各医療機関で対応

- 院内処方機能と併せて院外処方基本機能・院外処方追加機能を導入する予定で、運用開始日を入力していない場合は、別紙「基本機能導入に向けた準備作業の手引き」をご参照のうえ、パソコンの設定や業務上の操作確認が完了したら、必ず医療機関等向け総合ポータルサイトで運用開始日を入力してください。
- 既に電子処方箋の院外処方基本機能・院外処方追加機能を導入し、運用開始日を入力している場合は対応不要です。



所要時間1分程度

### 電子処方箋の運用開始日入力画面

[電子処方箋の運用開始日入力](#) > 運用開始日入力画面へ進む

アクセスは  
こちらからも可能です ▶



運用開始日を入力した施設は、[こちら](#)で  
電子処方箋対応施設として公開されます。



## 1 患者動線を含む業務フロー/変更点の確認

▶各医療機関で対応

### 導入後の業務の理解

- 医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載されている運用マニュアル等の資料を参照し、導入後の業務の流れをご確認ください。

※ システム事業者より操作マニュアル等の提供がある場合にはそちらもご参照ください。

#### 運用マニュアル



運用マニュアル

運用マニュアルには  
必ず目を通して頂くよう  
お願いします!

### 自施設における変更点の確認

- システムの操作方法だけでなく、患者の動線に沿って、診察や処方、調剤、投薬等の業務に係る変更点をご確認ください。

#### 具体的な作業内容例

- 自施設における医師・歯科医師、薬剤師、看護師、職員や患者の動きをイメージし、電子処方箋導入後の受付業務等の確認を行ってください。
- 上記について医師・歯科医師、薬剤師、看護師、職員の方に周知し、運用開始に向けた準備を行ってください。
- 必要に応じて、医療機関内の業務手順書等も更新してください。

## 2 患者向け掲示物の準備

▶各医療機関で対応

- 院内処方機能に関する患者さんへの説明時にご活用いただける周知素材をご準備ください。（必要に応じて実施）

周知素材は、厚生労働省ホームページの以下リンクで順次公開予定です。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen\\_soza.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_soza.html)

アクセスはこちらからも可能です ▶



## 4. 補助金の申請



## 1 必要書類の受領（領収書等）

## 2 補助金申請

院内処方機能を導入した場合の補助金については、  
詳細が決まり次第、本書を更新する予定です。

# お問い合わせ

電子処方箋に係る不明点の解消に向けては、以下の3つの解決方法（FAQ・問い合わせフォーム・電話）を用意しています。

## FAQページ



- **概要**  
FAQは、電子処方箋に関するよくある質問とその対応方法を記載しています。
- **操作手順**  
医療機関等向け総合ポータルサイトからFAQのページへアクセスして下さい。カテゴリーごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。



アクセスは[こちら](#)

## 問い合わせフォーム



- **概要**  
問い合わせフォームは、電子処方箋について担当者へメールで相談できる問い合わせ窓口です。24時間365日問い合わせ可能ですが、担当者からの回答までに日数を要する場合があります。
- **操作手順**  
医療機関等向け総合ポータルサイトから問い合わせフォームのページにアクセスして下さい。返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。



アクセスは[こちら](#)

## 電話



- **概要**  
コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。ただし、窓口の混雑時や営業時間外はチャットボットや問い合わせフォームをご活用下さい。
- **営業時間:** 平日 8:00～18:00 土曜日 8:00～16:00（いずれも祝日を除く）
- **電話番号:** 0800-080-4583（通話無料）